

# 『不漁魚種からの原料転換や企業連携・輸出開拓により、 国産水産物由来加工品のマーケットを拡大したい』

## 水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち 水産加工・流通構造改善促進事業

国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組、③輸出を促進する取組を支援します。

### 対象となる方

水産加工業者等又はこれらの団体

### 支援内容

#### (1) 対象の取組

##### ①魚種転換プロジェクト

漁獲量が減少し入手困難な魚種(スルメイカ、サンマなど)から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する取組

##### ②連携プロジェクト

加工業者等が他の関係事業者と2者以上で「連携協議会」を組織し、単独では対応が困難な課題に効果的に対応するための取組

##### ③輸出促進プロジェクト

国産水産物の輸出額の増加見込み等から実証効果が十分な取組

#### (2) 対象経費

市場調査・商談等旅費、コンサルティング経費、プロモーション資材等作成費、加工機器・資材\*、流通機器・資材\*など

\*連携プロジェクトの対象経費のうち加工機器・資材、流通機器・資材は、

- ・「学校給食向け加工品の開発」、「低・未利用魚への原料転換・有効活用を図る取組(国、地公体等が資源管理措置の対象としている魚種は除く)」
- ・別途実施する「バリューチェーン改善促進事業(事業実施計画の承認を得た年度に限る。)又は水産庁が認定した水産加工業イノベーションプラン(当該プランの認定を受けた翌年度に限る。)を实践する取組」

のいずれかの場合に限ります。

#### (3) 補助率 対象経費の1/2の範囲内

### ご利用方法

- (1) 国産水産物流通促進センターへ課題提案書を提出。事業評価審査委員会の審査を経て、プロジェクト実施者として選定されます。
- (2) 国産水産物流通促進センターの指示に従い、補助金の交付等の手続きを行います。
- (3) 本事業の詳細やこれまでの取組実績などは、国産水産物流通促進センターホームページ(<http://www.fish-jfrca.jp/suisan/>)を参照してください。

### 【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350